関連法規

●ベビコンに関連する法規

下記以外にもベビコンに関連する法規がございます。詳しくは営業窓口へお問い合わせください。

法規	**ボイラー及び圧力容器安全規則（第二種圧力容器）**	**騒音規制法 振動規制法**
概要	●圧力0.20MPa以上で内容積が40L以上の容器 ●圧力0.20MPa以上で内径が200mm以上、かつその長さが1,000mm以上の容器	工場または事業場に設置される特定施設のうち、政令で定めるもので著しい騒音・振動を発生する原動機の定格出力が7.5kW以上のもの。
必要書類と届出	1.設置報告の届出について **平成2年9月13日の官報で労働安全衛生法のボイラおよび圧力容器安全規則の一部が改正され、所轄労働基準監督署長への第二種圧力容器設置届出の義務はなくなりました。** **ただし、圧力容器の取り扱いおよび圧力容器明細書の保管等については、従来と同一であり、大切に保管する必要があります。** 2.定期自主検査 1年以内ごとに1回、自主検査を行いその記録を3年間保存する。 3.事故報告 もし万一破裂の事故があった場合第二種圧力容器事故報告書を所轄労働基準監督署長に提出する。 4.適用除外の場合 船舶安全法、電気事業法等の適用を受けるものは、第二種圧力容器としては使用できませんので別途関係法令に基づき製造、申請の手続きが必要となります。	特定施設の設置工事の開始の日の30日前までに所定の様式で必要事項を都道府県知事に届け出する。
適用機種	●1.5～15kWベビコン ●1.5～11kWオイルフリーベビコン ●立型タンク ●窒素ガス発生装置N_2パックMXシリーズ、TXシリーズ	●出力7.5kW以上の圧縮機 注）規制範囲、規制基準値などは各都道府県条例により異なりますのでご注意ください。

高圧ガス保安法の改正について	従来、常用圧力0.98MPa以上、1日（24時間連続運転）30m³以上使用して高圧ガスを製造するものは所定の申請および認可が必要でした。昭和62年7月、高圧ガス取締法の一部が改正され常用圧力4.90MPa以下の圧縮装置は適用除外となりました。
フロン回収破壊法について	エアードライヤーの冷媒にはフロンが使用されており、2002年4月1日より「フロン回収破壊法」が施行され第一種特定製品として扱われます。製品を廃棄及び修理するときは、当社サービスステーションまたは、回収業者（登録制）にご依頼ください。
アスベスト材について	2005年11月製造分の製品、純正部品からアスベスト材は全廃しております（旧型用純正部品は2005年12月に全廃）。アスベスト含有製品の廃棄にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り、特別管理（飛散性）または一般産業廃棄物として専門業者にマニュフェストを添え処理をご依頼ください。
給油式ベビコンのドレンについて	給油式ベビコンのドレンには水質汚濁防止法で規制されている有害物質が含まれている場合がありますので、ドレンを廃棄する際は、業者に依頼するか、処理装置等で分離処理をした上で廃棄するようにしてください。
海外でのご使用について	本カタログに記載の製品は日本国内用として製造しております。海外でのご使用に関しては輸出国の安全基準による規制および外為法等に基づく輸出規制などに該当する場合がありますのでご注意ください。詳しくは営業窓口へお問い合わせください。

⚠安全に関するご注意

■圧縮機の使用対象について

●このカタログに掲載の圧縮機の取り扱い気体は空気のみです。空気以外の気体の圧縮には絶対に使用しないでください。不活性ガスの圧縮用途にご使用の場合は営業窓口にご相談ください。（火災・破損などの原因となります。）
●圧縮機の吐出し空気の中には、大気中のじんあいや各種ガスおよびピストンリング（リップリング、チップシールなど）の磨耗粉、空気タンクの鉄錆などが含まれていますのでご注意ください。
●オイルフリー、無給油式ベビコンには潤滑油を使用していませんので、吐出し空気中、および排水ドレン内の油分は原則としてありませんが、大気中の油分、製造時の部品付着油分など微量ですが、油分が含まれています。
●このカタログに掲載の圧縮機は、一般産業用途に限りご使用ください。
●空気タンクのドレン内にも錆が含まれますので、ドレン排出は毎日実施願います。（ドレン抜きの目詰まりの原因となります。）
●重要設備に使用される場合は、保護装置の作動により圧縮機が停止した場合や故障に備え、予備機やそれに替わる装置、自動的にバックアップする装置をご用意願います。
●呼吸器のエアー源など直接人命に関わる用途には使用できません。（故障、破損した場合、重大事故に繋がる恐れがあります。）

■据え付け場所に関して

●本圧縮機は屋内に据え付けてください。雨や蒸気などの水分のかかる場所では使用しないでください。（火災・感電・各部の発錆・寿命低下の原因となります。）
●近くに爆発性・引火性ガス（アセチレン・プロパンガスなど）・有機溶剤・爆発性粉じんおよび火気のない場所で使用してください。（火災・事故の原因となります。）
●アンモニア、酸、塩分、亜硫酸ガスなどの腐食性ガスのある場所では使用しないでください。（発錆・寿命低下・破損の原因となります。）
●全閉モートルを採用した機種がありますが、圧縮機本体は防じん仕様ではありませんので、セメント、砂、ほこりなどじんあいの多い場所では使用しないでください。（寿命低下・破損の原因となります。）
●温度上昇およびメンテナンスの面より取扱説明書に記載されている据え付けスペースを確保してください。

■ご使用に際して

●ご使用の前に「取扱説明書」をよくお読みのうえ、正しくご使用ください。なお、使い方を誤ると発火事故・感電事故などの重大事故を起こす場合があります。
●製品をご使用にならない場合は必ず元電源をOFFにしてください。（元電源を入れたままですとエアー漏れによる圧力低下で自動運転し、寿命低下、破損、事故、火災の原因となります。）
●製品の改造および部品の改造は絶対にしないでください。（破損・事故の原因となります。）
●ご使用時（開始時含む）に空気タンク（鋼板製）のドレン抜きから、赤水が出る場合がありますが、異常ではありません。
●本製品は、日本国内用として製造しておりますので、海外でのご使用はご相談ください。

■保守に関して

●定期的に保守点検、整備が必要です。取扱説明書に記載した点検、整備を必ず行ってください。〔点検・整備を実施しないで運転を継続した場合、重大事故（破損など）にいたる場合があります。〕

■その他

●カタログに記載の仕様などは製品改良のため予告なく変更することがあります。
●カタログと実際の商品の色とは印刷物のため、多少異なる場合があります。
●カタログ表示の騒音値は無響音室で測定した値です。実際の設置では、床面や壁の影響で騒音値はカタログ表示より増大します。